

笠間市教育施策大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき，別紙のとおり「笠間市教育施策大綱」を定める。

笠間市教育施策大綱

平成28年度～平成32年度

笠間市

笠間市教育委員会

策定の趣旨

本市では、これまで笠間市総合計画（平成19年度～平成28年度）を策定し、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

教育においては、「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」を基本テーマに、子どもたちに確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成するとともに、市民誰もが生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等に参加できる環境づくりに積極的に取り組んできたところです。

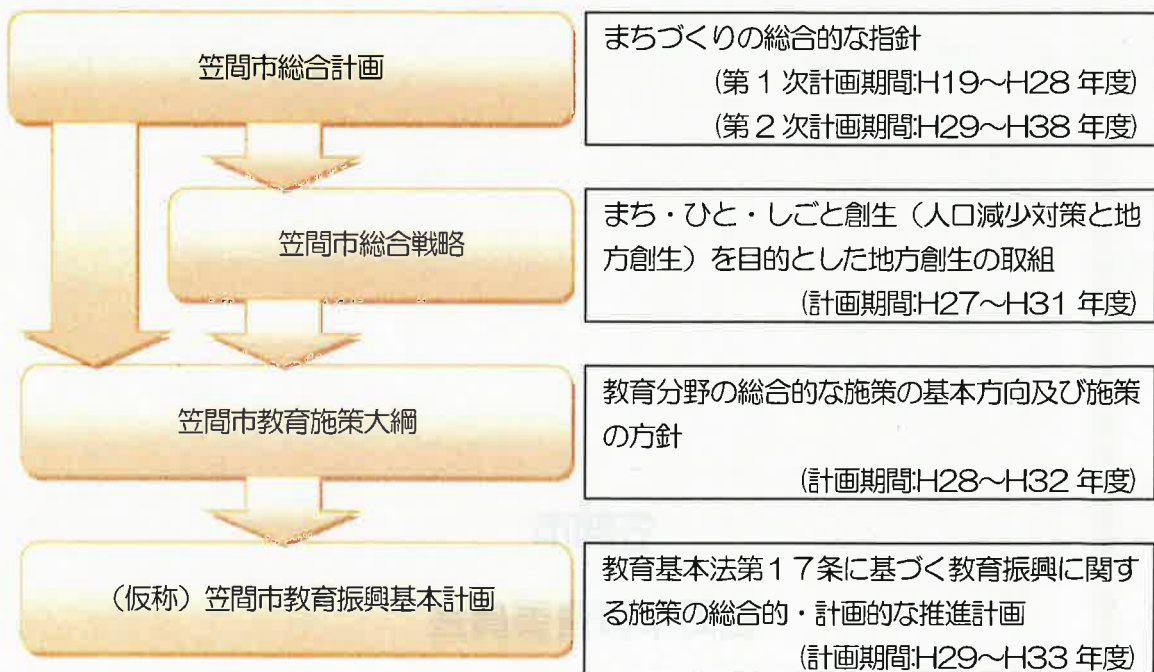
一方、国では平成26年制定のまち・ひと・しごと創生法による人口減少対策と地方創生を目的とする総合戦略の策定や、平成27年4月施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う教育大綱の策定が示されたところです。

このような流れの中、これまで実施してきた施策の充実を図るとともに、国県の上位計画や市総合計画の政策・方針を参酌しながら、本市の教育の指針となる「教育施策大綱」を策定することとしました。

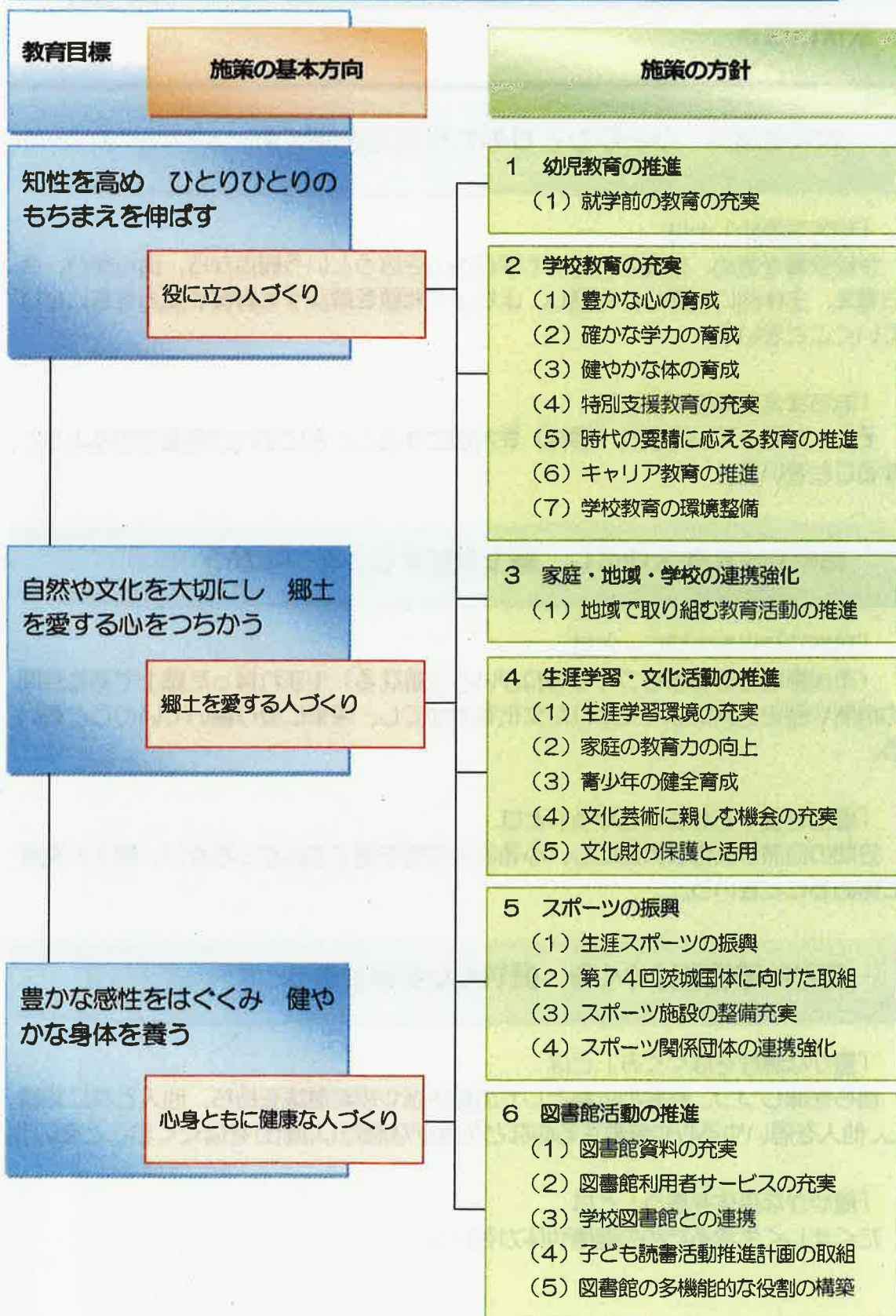
教育施策大綱の位置づけと期間

教育施策大綱は、平成28年度から平成32年度までの今後5年間の計画期間として取り組むべき教育施策の基本的な方向性と施策の方針を示すものとします。

ただし、期間中であっても上位計画の策定など、必要に応じて見直しを行います。



教育施策大綱 体系図



教育施策大綱の取組

<教育目標>

知性を高め ひとりひとりのもちまえを伸ばす

「知性を高め」とは

学校教育を含め、生涯にわたって学びの力を培うという観点から、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けていくことをいう。

「もちまえを伸ばす」とは

その人がもっているよさ（個性）を大切にするとともにそれが発揮できるようにすることをいう。

自然や文化を大切にし 郷土を愛する心をつちかう

「自然や文化を大切に」とは

（市民憲章にあるまちづくりのねがいとも重なる）生まれ育った郷土である笠間の自然や歴史と共にはぐくまれた文化を大切にし、未来に受け継いでいくことをいう。

「郷土を愛する心をつちかう」とは

笠間の自然や文化を大切にし、ふるさと笠間を愛する心をつちかい、郷土の発展に努めることをいう。

豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う

「豊かな感性をはぐくみ」とは

自らを律しつつ、社会の一員としての責任感や規範意識を持ち、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性（人間性）をはぐくむことをいう。

「健やかな身体を養う」とは

たくましく生きるための健康や体力をいう。

＜施策の基本方向＞

教育目標を実現するため、教育施策大綱においては、3つの人づくりを施策の基本方向とし、それぞれに沿った様々な事業・施策を内容とする取組をします。

1 「役に立つ」人づくり

笠間市の未来を担う子どもたち一人一人が輝き、将来社会の一員としてたくましく生きていくためには、幼少期から知性を高め、もちまえを伸ばし、人のために、社会のために役に立つ人になることが大切です。そのための学校教育、学び続けるための生涯学習の充実を図ります。

2 「郷土を愛する」人づくり

地方創生を実現するのは郷土を愛する人々の力であり、わがふるさと笠間の豊かな自然、歴史、文化、先人、産業などを学ぶことが未来を拓いていきます。子どもたちが地域に根付き、地域を担う大人へと成長するためには、笠間市が大好きである、大好きな笠間市のために貢献したい、という志を高めることが必要です。そのために、郷土教育、市民教育や文化活動を推進します。

3 「心身ともに健康な」人づくり

笠間市は「健康都市かさま」を宣言しています。その宣言に基づき、市民が心身ともに健康な人になるよう取り組んでいきます。そのために、道徳教育、健康教育を充実します。

また、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもから高齢者まで生涯に渡ってスポーツに親しみ、体力を増強できるように、スポーツの推進を図ります。

<施策の方針>

1 幼児教育の推進

(1) 就学前の教育の充実

- 幼稚園・こども園・保育所から小学校への円滑な移行を図るための連携に努めます
- 幼稚園・こども園・保育所において、豊かな感性や表現力を培う自己表現活動の実践に努めます
- 基礎体力を身につける遊びプログラムの実践や命を大切にする心をはぐくむ活動の実践に努めます
- 支援を必要とする子どもへの早期療育に努めます

2 学校教育の充実

(1) 豊かな心の育成

- 幼小中の発達の段階に応じた道徳教育を推進します
- 郷土の伝統と文化への愛着を高める教育を推進します
- 地域人材等を活用し、豊かな体験活動を推進します
- いじめ問題・不登校問題への取組の充実に努めます
- 薬物乱用防止教育の強化に努めます
- 自殺予防教育の推進を図ります

(2) 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識や技能の定着化を図ります
- 思考力・判断力・表現力等の育成を図ります
- 主体的に取り組む態度の育成を図ります
- 言語活動・理数教育・英語教育の充実に努めます

(3) 健やかな体の育成

- 体育指導を通して、児童生徒の体位・体力の向上を図ります
- 中学校保健体育・武道に合気道などを取り入れます
- 学校保健・健康教育の充実に努めます
- 学校給食での地産地消を促進し、食育の推進を図ります

(4) 特別支援教育の充実

- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます
- 特別支援教育支援員の充実に努めます
- 就学相談の充実に努めます
- 個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用を図り、指導の充実に努めます

(5) 時代の要請に応える教育の推進

- 青少年を有害環境から守るための取組を推進します
- 環境教育や医療福祉教育、人権教育、男女平等教育等の充実に努めます
- ICT機器を活用した情報教育の充実に努めます

(6) キャリア教育の推進

- 小中学校における自然体験活動・職場体験活動の充実に努めます
- キャリア教育に関する教員の指導力向上を図ります

(7) 学校教育の環境整備

- 安全・安心な学校施設の整備・充実に努めます
- 学校評価等の充実により地域に開かれた学校づくりを推進します
- 小中連携、一貫教育、コミュニティ・スクール化を推進します
- 研修機会を充実させ、教職員の資質の向上を図ります
- 地域との連携による安全教育・防災教育を推進します

3 家庭・地域・学校の連携強化

(1) 地域で取り組む教育活動の推進

- 地域住民による学校支援体制の整備に努めます
- 地域活動への子どもの参加促進を図ります
- 地域ボランティアによる見守りや子ども110番の家の協力など、安全・安心な地域環境の確保に努めます

4 生涯学習・文化活動の推進

(1) 生涯学習環境の充実

- 生涯にわたって学び続けることができる環境づくり、推進体制の充実を図ります

(2) 家庭の教育力の向上

- 生活習慣、しつけなど家庭における親の役割・責務が果たせるよう子育てに関する意識の高揚を図ります

(3) 青少年の健全育成

- 各種団体の相互連携推進を通して、青少年健全育成推進体制の確立に努めます

(4) 文化芸術に親しむ機会の充実

- 市内施設を活用した鑑賞機会の充実に努めます
- 文化芸術の教育普及活動及び発表機会の充実に努めます

(5) 文化財の保護と活用

- 文化財の調査・研究に努め、適切な保護と活用を推進します

5 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの振興

- スポーツを楽しむ機会を提供します
- スポーツ指導者の養成と確保に努めます

(2) 第74回茨城国体に向けた取組

- 国体会場地として、国体への住民参加意識を高めるとともに、笠間市の特色を生かしたスポーツを推進します

(3) スポーツ施設の整備充実

- スポーツ施設の整備充実と利用拡大に努めます

(4) スポーツ関係団体の連携強化

- 競技力を向上するためスポーツ少年団の育成・強化を図り、体育協会との連携に努めます

6 図書館活動の推進

(1) 図書館資料の充実

- 図書館資料の収集・整理・保存に努めます

(2) 図書館利用者サービスの充実

- 各種情報や学習機会の提供に努めます
- ICT を利活用した情報発信サービスの充実に努めます

(3) 学校図書館との連携

- 図書館資料や図書館情報を提供し学校図書館への支援に努めます

(4) 子ども読書活動推進計画の取組

- 関係機関やボランティアと連携・協力し読書活動を推進します

(5) 図書館の多機能的な役割の構築

- 多目的な施設利用を推進し、交流拠点としての役割を構築します